**出産育児一時金**

国保の被保険者が出産したとき申請により世帯主に出産育児一時金が支給されます。

（妊娠１２週（８５日）以降の死産・流産も含む）

|  |
| --- |
| 支給額 ４０万４千円(ただし、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は４２万円） |

※ 産科医療補償制度とは、出産に関連して赤ちゃんが重度の脳性まひとなった場合に補償

する制度です。制度内容については、母子手帳に記載しているほか、産科医療補償制度

のホームページで確認できます。

※ 以前加入していた健康保険から出産育児一時金が支給される場合、国保からの支給はありません。

**出産育児一時金直接支払について**

分娩機関で直接支払制度の手続きをすると、町（国民健康保険）から分娩機関に出産育

児一時金を直接支払いますので、高額な出産費用を準備せずに済みます。

また、帝王切開などの保険診療３割分も直接支払に含めることができますので、事前に

限度額適用認定証等（入院時の保険診療の自己負担額が一定額までとなる証）の交付を町

に申請し、被保険者証と一緒に提示してください。

【支払例】

（１） 出産費用が４２万円を超えた場合・・・超過分を分娩機関に支払ってください。

（２） 出産費用が４２万円未満の場合 ・・・差額を町に申請してください。

なお、直接支払制度を希望しない場合は、出産費用全額を分娩機関に支払い、町に出

産育児一時金の支給申請をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 手続に必要なもの  （直接支払制度を利用しない場合および差額を町に申請する場合）・ 被保険者証 | ・ 出産費用の領収書・請求書、直接支払合意書など  ・ 印鑑  ・ 母子手帳  ・ 死産・流産の場合は医師の証明書など  ・ 世帯主名義の預金通帳 |

**葬祭費**

国保の被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給額 | ３万円 |
| 手続に必要なもの | ・被保険者証  ・葬祭を行うかたの預金通帳 |